

「杉並区区民等の意見提出手続き」の結果報告書

- 1 政策等の題名 杉並区学校希望制度の見直し方針
- 2 案の公表の日 平成 24 年 4 月 11 日
- 3 意見提出期間 平成 24 年 4 月 11 日(木)から 5 月 10 日(水)まで(30 日間)

4 意見提出実績

総数 39 件(個人 39 件、団体 0 件)、延べ 88 項目

- ・ 郵 送 1 件
- ・ F A X 8 件
- ・ メール 16 件
- ・ 電子掲示板 14 件

5 お寄せいただいたご意見と教育委員会の考え方

別紙のとおり

6 問い合わせ先

教育委員会事務局学務課学事係
電話:03-3312-2111(代表)

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
-----	-------	-----------

【見直し方針(案)について】

◇新たな指定校変更認定及び承諾事由について

1	<p>児童の本人の学校を志望する意思を尊重するとあるが、小学校入学前の幼児にそれを求めるのは無理であり、保護者の意思によるのではないか。</p> <p>【他、同趣旨意見 7件】</p>	<p>児童の就学の志望にあたっては、学校の教育活動について保護者の助言等や相談があって決定している現実を踏まえるとともに、「教育的配慮が必要とされる場合」という表現についても、児童の積極的な意思をより尊重することをわかりやすくするため、見直し方針及び新たな仕組みの導入理由に一部修正を加え、新たな「指定校変更認定及び承諾事由」を次のとおり修正します。</p> <p>《修正案》 <u>学校</u>の特色ある教育活動等に参加を志望する場合 学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機が認められる場合 ※ ただし、申立ては指定された通学区域に隣接する学区の学校(1校のみ)とする。</p>
2	<p>教育的配慮が必要とされる場合とは、どういう場合を指すのか、明瞭でなく疑念を持つ。</p> <p>【他、同趣旨意見 1件】</p>	
3	<p>個別の事情があれば学校を変更できるということを徹底して周知し、児童の気持ちを尊重して欲しい。</p> <p>【他、同趣旨意見 4件】</p>	<p>見直しの内容につきましては、十分周知を図るとともに、学校の受入規模など現状を踏まえた上で、児童の学校を志望する意思を尊重することができるよう取り組んでいきます。</p>
4	<p>「児童が学校の特色ある教育活動に参加を希望する場合」以下は削除すべき。これを新設するとは、学校希望制度がもたらした「学校間格差」などの弊害を新制度のもとで温存することに通じてしまう。アンケート結果でも最多が廃止であり、継続はわずかである。</p> <p>【他、同趣旨意見 1件】</p>	<p>現行の理由を問わず実施してきた制度は廃止としますが、就学に際して児童の意思等を尊重することは必要であると考えており、その点から、新たに指定校変更認定及び承諾事由の項目を設けたものです。</p>

◇経過措置について

5	<p>経過措置として上限枠が設けられているが、児童本人の意思を尊重するのであれば、その必要はないのではないか</p> <p>【他、同趣旨意見 4件】</p>	<p>経過措置期間中の受入上限枠については、制度の円滑な移行を図る観点から、段階的に縮小していくこととしています。また、ご指摘の経過措置期間中の児童等の意思の尊重の点についても、新たな指定校変更認定及び承諾事由を合わせて実施することで、児童等が学校の特色ある教育活動等に参加を志望できるよう対応を図っているところです。</p>
6	<p>上の子が通学している場合は、必ず入学できるようにすべきであり、その点から今年入学の1年生が卒</p>	<p>経過措置については、見直しの実施には一定の周知期間が必要との考えから設けたものです。ご指摘</p>

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
	業するまで現行制度を存続すべきではないか。 【他、同趣旨意見 3件】	の本人の兄弟姉妹が就学する学校への就学を希望する場合には、これまでと同様指定校変更の申立てにより対応していきます。
7	廃止になっても隣接校に志望できることを、事あるごとに広報して欲しい。 【他、同趣旨意見 1件】	制度の移行に際しては3年間の周知期間を設けておりますが、機会があるごとに区民のみなさまへの周知に努めます。
8	3年間の経過措置は必要なく、希望制度の終了年度を25年度からとすべき。	これまで10年間実施してきました学校希望制度は、就学児童のいる保護者に定着していることや、就学に際して数年前から準備を進める家庭も多いことを考慮し、3年間の周知期間を設けることとしました。

【教育施策について】

◇学校希望制度全般について

9	各学校の取り組みがわかる機会や仕組みを教育委員会などと協力して検討すべきである。 【他、同趣旨意見 5件】	今後とも情報提供の仕方については検討を行い、広く公開し、周知に努めます。
10	アンケートは、個人的な感想であり、地域の意見を反映しているか疑問である。 【他、同趣旨意見 3件】	学校希望制度検討会では、学校関係者あてに実施したアンケートのほか、22年度及び23年度に入学したお子さんの保護者あてにアンケートを実施し、広くご意見をいただき、検討を行ってきました。
11	学校は選ばれるよう努力すべきであり、そうした一定の競争が学校の質の向上につながっている。 【他、同趣旨意見 4件】	今回の見直し方針では、新たに指定校変更事由の項目を設け、児童等が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する意思を尊重することとしており、学校はその質の向上に引き続き取り組んでいくものと考えています。
12	見直し方針は原則廃止を徹底すべき。学校を地域（学区域）に戻し、地域との本質的な連携が教育上も防災上も防犯上も、公教育という本来の教育行政の役割を果たすよう期待している。 【他、同趣旨意見 6件】	今回の見直し方針では、杉並区教育ビジョンで示した家庭・地域・学校のつながりの重視を、教育を進める基盤としつつ、そこで学ぶ児童等の意思を尊重できるよう新たな仕組みを設けるものです。
13	25%の子どもたちが中学校を選択したいと希望している。子どもの特性や本人を取り巻く環境によって、受けたい教育を選択する自由は最大限尊重して欲しい。 【他、同趣旨意見 1件】	就学に際し児童等の意思を尊重していくことは必要であると考えています。その意味から、指定校変更認定及び承諾事由に新たな項目を設けることとしており、これにより学校への参画意識を高め、魅力ある教育活動をさらに高めていきたいと考えています。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
14	一人の子供が育つ過程として、10年で見直しとは短すぎる。少なくとも、選択制を利用して小学校に入学した子供が、義務教育を終えるまでのスパンが最短ではないか。	今回の学校希望制度の検証では、この10年の実施の中で各学校での取り組みが進み、その目的である開かれた学校づくりは基本的に達成されたものと考えています。今後は、そうした到達点に立った上で、杉並区教育ビジョンで示した家庭・地域・学校のつながりを重視しつつ、さらに魅力ある教育活動を高めていくため見直し方針を策定したものです。

◇特色づくり・開かれた学校づくりについて

15	公立小・中学校として教育機会の均等を第一とすべきであり、各校ごとの「特色ある学校づくり」の推進はやめるべき。	学校希望制度開始以降の10年間で、特色ある学校づくりの取り組みをはじめ学校支援本部や地域運営学校の活動などを通して、保護者や地域住民が協力して教育を進める活動が定着してきました。これにより学校を共に支える確かな基盤が整い、制度目的である「開かれた学校づくり」の基礎は、基本的に達成できたものと考えています。今後は、こうした到達点に立ち、児童や保護者の学校を志望する意思を尊重する仕組みとすることで参画意識を高めるとともに、学校支援本部活動など地域と連携協力を得ながら、地域に開かれ、そして地域に支えられる魅力ある学校を目指していきます。
16	開かれた学校づくりが達成されたとあるが、開かれたからといって役目が終わるものではなく、かえって、希望制度の廃止によって元にもどってしまうのではないか。 【他、同趣旨意見 3件】	

◇通学区域の見直し・学校適正配置等について

17	学区域は、子どもたちの生活や地域の実態、交通事情と合わないところがあり、子どもの通学時の安全の面からも、見直して欲しい。 【他、同趣旨意見 12件】	通学区域の見直し及び小・中学校の適正配置につきましては、家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育という杉並区教育ビジョンの考え方を踏まえつつ、今後、他の施策と調整を図りながら、改めて検討していきます。
18	学校の数が多すぎ、築年数のだいぶ経過した学校も多いため、統廃合や学区域の見直しを進めるのはどうか。	
19	学校希望制度を廃止するなら、杉八小を廃校にしないで欲しい。	

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
-----	-------	-----------

◇地域とのつながりについて

20	<p>地域の学校の中で子どもが育つのは当たり前のことであり、大人がつながり地域社会で子どもを見守ることができる。みんなで地域の学校を育てることが地域を育てることにつながっていく。</p> <p>【他、同趣旨意見 3件】</p>	<p>地域コミュニティの形成や協働の推進は、一人ひとりが地域や社会をつくる当事者としての意識を育むことで、はじめて具現化するものと考えています。現在、教育委員会では、多くの人々の学校への参画と協働を図る地域支援本部を全校で設置し、これらの活動を通して地域で支えられる学校づくりを進めます。</p>
21	<p>隣接校からの選択であれば、地域を損なうことはなく、高齢化により子どもが減少している地域にとっては、学校選択は公立校の低迷を救うキーだと思う。</p> <p>【他、同趣旨意見 2件】</p>	<p>新たに導入する仕組みでは、学校の教育活動等に参加を志望する場合には、指定された通学区域に隣接する学区の学校へ指定校変更の申立てができるとしており、児童等の意思を尊重しつつ地域の協力を得ながら魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。</p>

◇教育施策全般について

22	<p>「一貫した教育理念に基づく教育」というが、公立小学校は指導要領による指導を行っていると思うが、「系統性・連続性のある学習指導や生活指導」とはどのような指導内容を想定しているのか。</p>	<p>一人ひとりの児童・生徒に9年間を見通した教育を実施することにより、小・中学校での指導に関する情報等が共有化されるとともに、つまずきの原因を取り除くことができる等、これまで以上にきめ細やかな教育が実施でき、義務教育の目標をより着実に達成することができると考えています。</p>
23	<p>公立の小学校の良さは、どの地域でどの学校に行っても、一定レベルの教育が受けられる、ということにある。どの学校でも、子供たちの学びと育ちのための努力と研鑽が重ねられ、良いところはお互いに伝え合い、学びあい、高めていけるよう、学校関係者の方々をお願いしたい。制度は早急に廃止して欲しい。</p>	<p>公立小中学校は義務教育であり、どの学校においても、学習指導要領に基づき、必要とされる水準の教育を受ける機会を確保し、保障しているところです。一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性に応じて効果的に行われることが大切なことから、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しています。杉並区では、今後とも各学校の効果的な実践を共有しながら質の高い教育を推進していきます。</p>
24	<p>児童・生徒が多様な人間関係に不適應を起こしたような時にも、教育ビジョンに示されたように、個々の発達状況、性格、家庭環境などあらゆる面を鑑み、校内に毎日責任をもって対応する担当者を設け、よりよい教育の提供をお願いしたい。</p>	<p>個々の状況に応じたきめ細やかな支援をしていくために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するとともに、各学校では特別支援教育コーディネーターを指名して校内支援を進めていきます。</p>
25	<p>子どもたちの学びと育ちのため努力と研鑽が重ねられ、伝えあい学びあい高めていけるよう学校関係者の方々にお骨折りいただきたい。</p>	<p>知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り、「生きる力」を育むため、各学校で魅力ある教育活動に取り組んでいきます。</p>

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
-----	-------	-----------

◇その他

26	<p>今回寄せられた区民意見はぜひ全て公開して欲しい。こうした意見がどれだけ反映されるのか大いに懸念している。</p>	<p>今回お寄せいただいたご意見については、見直し方針とともに、区公式ホームページのほか、教育委員会事務局学務課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館で閲覧いただけます。</p>
27	<p>学童保育を利用している家庭に対しては何らかの配慮が必要。一般的な会社員が児童館に迎えに行ける時刻、学童保育が 18:30 までしか利用できない現状を考えると、駅から児童館が離れてしまうのは非常に困る。</p> <p>【他、同趣旨意見 1 件】</p>	<p>ご指摘の点も含め、今後とも各関連部門との連携を深めていきます。</p>